別表十（五）付表二　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で海上運送法第34条第２項第３号（基本方針）に規定する船舶運航事業者等（以下この記載要領において「船舶運航事業者等」という。）に該当するものが租税特別措置法第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが同法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十㈢の表中

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(三)付表一「25」）

を

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(五)付表一「25」）

に改め、同表を別表十㈤とする。

別表十㈣の表中

所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「32の①」又は別表四の二付表「41の①」）	
非適格の合併等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四「40の①」又は別表四の二付表「46の①」）	
欠損金若しくは災害損失金等の当期控除額又は連結欠損金個別帰属額等の当期控除額（別表七㈠及び別表七㈡又は別表七の二付表一及び別表七の二付表三）	

を

所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「34の①」又は別表四の二付表「43の①」）	
非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四「42の①」又は別表四の二付表「48の①」）	
欠損金若しくは災害損失金等の当期控除額又は連結欠損金個別帰属額等の当期控除額（別表七㈠及び別表七㈡又は別表七の二付表一、別表七の二付表三及び別表七の二付表四）	

に改め、同表を別表十㈣とする。

別表十㈠の次に次の一表を加える。